

令和二年十月二日受領
答弁第九号

内閣衆質二〇二第九号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員宮本徹君提出「桜を見る会」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出「桜を見る会」に関する質問に対する答弁書

一、二及び七について

お尋ねについては、該当するものはない。

三について

お尋ねの「「桜を見る会」について、菅官房長官（当時）に会った」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「桜を見る会」に関するものも含め、内閣府本府全体の令和二年度概算要求については、菅内閣官房長官（当時）に説明を行っている。

四及び五について

政府としては、「桜を見る会」は、内閣総理大臣が各界において功績、功労のあった方々などを招き、日頃の御苦勞を慰勞するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものとの認識であったが、その中であって、内閣府においては、同会の令和二年度概算要求において、テロ対策の強化や混雑緩和のための措置などの近年に講じた改善点を反映させるなど、実態に合わせた経費を計上し、見直しを行ったところである。

六について

お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難であるが、昨年の秋以来、様々な御批判があることも踏まえ、令和二年の「桜を見る会」は開催しないこととし、また、令和三年以降少なくとも菅内閣総理大臣の在任中においても同会は開催しないこととしたところである。

八について

「桜を見る会」については、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討し、予算や招待人数を含めた全般的な見直しを行うこととしてきたが、現在、政府全体で新型コロナウイルス感染症への対策に集中的に取り組んでいるところであり、全般的な見直しを検討することは困難な状況にある。このような状況の下、様々な御批判があることも踏まえ、同会については、令和三年以降少なくとも菅内閣総理大臣の在任中には開催しないこととしたところである。

九について

お尋ねの「「桜を見る会」に係る」及び「決裁に関わる」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、菅内閣官房長官（当時）が決裁者となっている決裁文書として、平成二十五年から平成

三十二年までの「桜を見る会」の開催について」が存在する。